

南九州市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月17日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市条例第5号

南九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 南九州市議会委員会条例（平成19年南九州市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「知覧特攻平和会館，文化財課」を「歴史文化財課」に改め，同項第3号中「耕地林務課，茶業課」を「農林整備課，茶業振興課」に，「建設課」を「建設水道課」に改め，「水道課」を削る。

第2条 南九州市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「新庁舎建設推進課」を削り，「企画課」を「みらい創生課」に改める。

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。ただし，第2条の改正規定は，公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。